

広報けいしちょう

主な記事 公開捜査／落とし物についてお知らせ

●コラム：警視庁の乗り物紹介シリーズ 第2回 パトロールカー ●お知らせ：代々木警察署からのお知らせ ほか



ドライバーの皆様へ

9月1日より、

生活道路における自動車の法定速度が 引き下げられました



生活道路とは？

主に地域住民が日常生活で利用する、
中央線や車両通行帯などがない比較的狭い道路のことです。

以下の道路における自動車の法定速度は、引き続き60km/hです

①道路標示等による中央線や車両通行帯が設けられている一般道路



②中央分離帯や柵などの工作物により自動車の通行が、往復の方向別に分離されている一般道路



③高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

④自動車専用道路



安全運転

自動車専用道路の標識

※従来どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください。

ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。